

(意見書案第 12 号)

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきた。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了する。

よって、政府においては、国民生活の安心と向上を図るため、次の基金及び基金事業を継続されるよう強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金
子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続すること。
- 2 安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金
政府は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すること。
- 3 介護職員処遇改善等臨時特例基金
来年度以降の対応の方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、引き続き来年度以降も着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきであること。
- 4 障害者自立支援対策臨時特例基金
来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきであること。
- 5 地域自殺者対策緊急強化基金
地域における自殺者対策の強化を図るための基金として活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要であること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 13 日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

} 宛